

政令第 号

ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百六十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

ガス事業法関係手数料令（昭和四十五年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表六の項上欄に掲げる者について、法第三十四条の五第二項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条の三各号に該当するかどうかの審査に際し追加の調査が必要となつた場合において、当該調査に関して同表六の項下欄に定める金額を超える特別の費用を要したときは、当該金額に当該調査に要した実費の範囲内で経済産業大臣が定める額を加えた額とする。

第一項の表に次のように加える。

---

五 法第三十四条の二、第七十一条の二、第八十四条の二又は第百四条の二の認 百二十八万二千元

---

定を受けようとする者

六 前項に規定する認定の更新を受けようとする者

四十七万四千元

第二項中「、「二千四百円」と、「百二十八万二千元」とあるのは「百二十八万四千元」と、「四十七万四千元」とあるのは「四十七万三千元」に改める。

#### 附 則

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

## 理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行による認定高度保安実施ガス小売事業者等の制度の創設に伴い、これらの認定及びその更新に係る手数料の額を定める必要があるからである。